

第1章 地震・津波災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1章地震・津波災害応急対策計画では、地震・津波防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達を記載し、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等については、第3章共通の災害応急対策計画で記載する。

第1節 組織計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 組織計画	総務課、関係各課
第2款 動員計画	総務課、関係各課
第3款 関係機関との連携・協力	総務課、関係各課

第1款 組織計画（実施主体：総務課、関係各課）

1 災害警戒準備体制の設置

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務課職員）による災害警戒準備体制をとる。

■災害警戒準備体制の設置基準

- 沖縄気象台による各種注意報が発表されたとき。
- 本町域において、震度3の地震が発生したとき。
- 沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたとき。
- 災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき。

2 災害警戒本部の設置

気象台から地震情報、津波注意報・警報等が発表された場合や災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合のとき、町長は、災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

■災害警戒本部の設置基準

- 本町域において、震度4の地震が発生したとき。(災害警戒本部の自動設置発令)
- 沖縄本島地方に、気象業務法に基づく津波注意報・警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき。
- 地震、津波、その他の異常な自然現象により、県の全域又は町域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

(2) 災害警戒本部の組織及び所掌事務

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害警戒本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構」による。

■災害警戒本部の組織

- 災害警戒本部に町本部長をおき、町本部長は町長とする。
- 本部に災害警戒本部会議をおき、町本部長、副本部長、総務対策部長、町民生活対策部長、産業振興対策部長、環境整備対策部長その他町本部長が必要と認める者をもって構成し、町本部長がこれを招集する。
- 町本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、副本部長（副町長）が指揮をとり、副本部長まで不在の場合は総務対策部長が指揮をとる。

(3) 災害警戒本部会議の開催

町本部長（町長）は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部員はあらかじめ指定された場所、又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて町本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

なお、災害警戒本部会議の開催場所は、「久米島町仲里庁舎2階会議室」とする。

■災害警戒本部会議の開催場所

本部会議の開催場所	久米島町仲里庁舎2階会議室
-----------	---------------

■災害警戒本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の配備体制。 ○被害状況に関すること。 ○緊急措置事項。
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策に関すること。 ○避難準備情報に関すること。 ○災害対策本部の設置に関すること。 ○その他災害対策の重要事項に関すること。 ○災害警戒本部の解散に関すること。

3 災害対策本部の設置

町長を町本部長として、基本法第 23 条及び久米島町災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに本計画の定めるところにより、町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

資料編 4-2 久米島町災害対策本部条例

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は、基本法第 23 条第 1 項の規定により、次のような場合において災害対策本部を設置する。

■ 災害対策本部の設置基準

- 町内において、大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- 町内で災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき。
- 県対策本部が設置された場合において、町が対策本部の設置の必要を認めたとき。
- 本町域において震度 5 弱以上の地震が発生したとき。(災害対策本部の自動設置発令)
- 沖縄本島地方に津波警報が発表された場合。(災害対策本部の自動設置発令)

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構」による。

各対策部は、原則として、本部の設置と同時に設置する。ただし、災害の種別等により、町本部長（町長）が指示した部は設置しないことができる。

■ 災害対策本部の組織

- 災害対策本部に町本部長及び副本部長をおき、町本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。
- 町本部に部及び課を設け、それぞれの対策部に部長、課に課長及び課員を置く。
- 町本部に災害対策本部会議をおき、町本部長、副本部長、総務対策部長、町民生活対策部長、産業振興対策部長、環境整備対策部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- 本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得る。

■ 意思決定権者の代理順位

- | | | | | |
|--------|---------|----------|------------|----------------|
| 1 位 町長 | 2 位 副町長 | 3 位 総務課長 | 4 位 企画財政課長 | 5 位 プロジェクト推進課長 |
|--------|---------|----------|------------|----------------|

(3) 災害対策本部会議の開催

町本部長（町長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部会議室に参集する。

本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

なお、災害対策本部会議の開催場所は、「久米島町仲里庁舎会議室」とする。ただし、久米島町庁舎が大規模地震等の影響を受けて使用できない場合は、次の代理候補地のうち可能な場所に設置する。

■ 災害対策本部会議の開催場所及び代理候補地

本部会議の開催場所	久米島町仲里庁舎 2階会議室
（代理候補地）	久米島町消防本部会議室

■ 災害対策本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の配備体制。 ○被害状況に関すること。 ○緊急措置事項。
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策に関すること。 ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。 ○避難の勧告・指示及び警戒区域の指定に関すること。 ○災害救助法の適用に関すること。 ○激甚災害の指定に関すること。 ○町民向け緊急声明の発表に関すること。 ○応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ○国、県等への要望及び陳情等に関すること。 ○その他災害対策の重要事項に関すること。

(4) 災害対策本部の解散

本部長（町長）は、次の基準に従い災害対策本部を解散する。

■ 災害対策本部の解散基準

<ul style="list-style-type: none"> ○予想された災害の危険が解消したと認められるとき ○災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなると認められるとき

(5) 災害対策本部の設置・解散に関する通知及び公表

町は、本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び住民に対し、次により通知、公表する。

■災害対策本部の設置・解散時の通知及び公表

通知又は公表先	通知又は公表の方法
各対策部・課への通知・公表	庁内放送、庁内 LAN、電話、その他迅速な方法
住民への公表	テレビ、ラジオ、IP 告知システム・防災行政無線等、広報車、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話、FAX、その他迅速な方法
県への通知	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な方法
那覇警察署	電話、FAX、その他迅速な方法
その他関係機関	電話、FAX、その他迅速な方法

■災害対策本部組織図

久米島町災害対策本部組織及び編成

久米島町災害対策本部

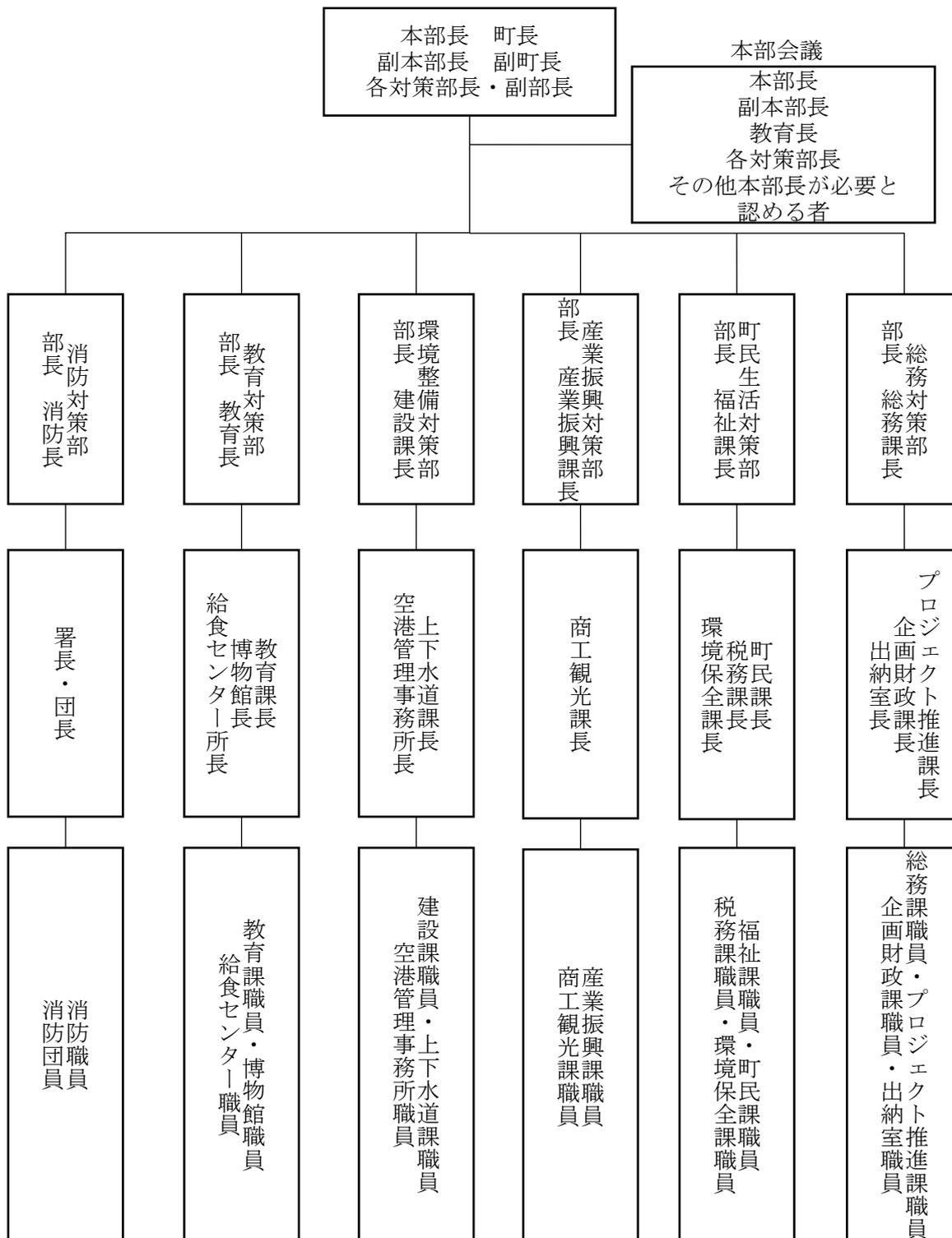


表:災害対策本部の所掌事務(1/6)

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務 対策 部	総務対策部長 (総務課長)	総務課長	総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の設置及び解散に関すること。 2. 本部会議に関すること。 3. 防災会議、その他の防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること。 4. 各対策部への連絡調整に関すること。 5. 各対策部の被害状況の収集総括に関すること。 6. 部内の連絡調整に関すること。 7. 国、県、その他の関係機関に対する被害報告に関すること。 8. 職員の非常招集及び配備に関すること。 9. 災害視察に関すること。 10. 災害見舞い、視察者の応接に関すること。 11. 気象情報等の収集・広報伝達に関すること。 12. 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。 13. 避難準備情報・避難勧告・避難指示に関すること。 14. 相互応援協定に基づく要請に関すること。 15. 職員の衛生管理及び被災職員の福利厚生に関すること。 16. 災害活動に係る出勤全般に関すること。 17. 町有財産の被害状況の調査収集に関すること。 18. 災害時情報伝達・収集システムに関すること。 19. 国、県、他市町村、各関係機関との連絡調整に関すること。 20. 災害救助法の適用申請に関すること。 21. 災害に関する情報の総括に関すること。 22. 災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。 23. 災害復旧対策の総合調整に関すること。 24. 対策要員の動員及び配置に関すること。 25. 広報・報道対応に関すること。 26. 公営住宅の入退去に関すること。 27. 応急仮設住宅の維持管理に関すること。 28. その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること。 	2名	3名	全員
			企画財政課職員	<ol style="list-style-type: none"> 29. 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること。 30. 災害写真等災害記録の収集に関すること。 31. 町内、関係団体との連絡に関すること。 32. 災害時受援体制に関すること。 33. 災害対策に関する人員、物資及び資材の調達・管理に関すること。 34. 災害義援金の受付に関すること。 35. 応急食糧、その他生活必需品の調達及び管理に関すること。 36. 災害復旧対策車両の確保に関すること。 37. 非常用通信手段の確保に関すること。 	1名	2名	全員
			出納室員	<ol style="list-style-type: none"> 38. 指定金融機関との連絡調整に関すること。 39. 資金及び現金の管理に関すること。 	1名	1名	全員

表:災害対策本部の所掌事務(2/6)

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1 配備	第2 配備	第3 配備
町 民 生 活 対 策 部	町民生活対策部長(福祉課長)	福祉課長	福祉課職員	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。 3. 災害による医療、助産に関すること。 4. 救護班の編成。 5. 医療機関、医師会等との連絡調整。 6. 避難所における被災者への健康巡回相談。 7. 国民健康保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 8. 災害救助法の適用後の運営に関すること。 9. 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 10. 日本赤十字社等、協力団体等との連絡調整に関すること。 11. 被服、寝具、その他生活必需品の調達給付又は貸与に関すること。 12. 義援金品、見舞金品等の配分に関すること。 13. 応急仮設住宅への入退去に関すること。 14. 応急・備蓄食糧等、その他生活必需品の配給に関すること。 15. 応急保育施設に関すること。 16. 災害ボランティアの受入調整。 17. 救護所の設置。 18. 医薬品の調達に関すること。 19. 被災者の公営住宅への斡旋に関すること。 20. 災害時避難行動要支援者の個別計画に関すること。 21. 災害時避難行動要支援者の情報把握に関すること。 22. 福祉相談に関すること。	1名	2名	全員
			町民課職員	23. 避難所の設置・運営に関すること。 24. 行方不明者のリストの作成に関すること。 25. 遺体の記録及び火葬許可に関すること。 26. 町民の被災状況調査に関すること。 27. 埋葬許可証の発行に関すること。 28. 災証明書の発行に関すること。 29. 安否情報に関すること。 30. 被災者に対する町税の徴収猶予及び減免に関すること。 31. 土地家屋等の被害状況等の調査に関すること。	1名	2名	全員
			環境保全課職員	32. 災害時の防疫に関すること。 33. 伝染病及び防疫状況の調査・報告に関すること。 34. ごみ、し尿の収集、運搬、処理に関すること。 35. 廃棄物による被害調査及び災害対策に関すること。 36. 墓地災害の応急対策に関すること。 37. 遺体の収容処理及び埋葬、所有物の保管に関すること。 38. 動物の死体の収容及びその処理に関すること。(家畜以外) 39. 浸水家屋の衛生消毒に関すること。 40. 町・民有林野の林産物の災害及び被害調査に関すること。 41. 管轄施設の被害調査及び災害対策に関すること。 42. 公園などの被害状況調査及び対策。	1名	2名	全員

表:災害対策本部の所掌事務(3/6)

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1 配備	第2 配備	第3 配備
産業 振 興 対 策 部	産業 振 興 対 策 部 長 (産業 振 興 課 長)	産業 振 興 課 長	産業 振 興 課 職 員	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。 3. 農地、農業施設及び農作物等の被害調査並びに災害予防対策と復旧事業に関すること。 4. 家畜伝染病の防疫に関すること。 5. 水産物、水産施設及び漁船、漁具の災害対策及び被害調査に関すること。 6. 畜産の被害調査に関すること。 7. 動物の死体の収容・処理に関すること。(家畜) 8. 漁船停泊、けい留船舶の安全維持に関すること。 9. 農林水産関係災害に対する警戒巡視に関すること。 10. 被災農水畜産生産者への金融措置に関すること。	1名	2名	全員
		商工 観 光 課 長	商工 観 光 課 職 員	11. 観光客・旅行者等への対応に関すること。 12. 商工業施設及び観光施設の被害調査及びその対策に関すること。 13. 災害時の公共交通の運用に関すること。 14. 被災商工観光事業者への金融措置に関すること。 15. 物資の流通に関すること。	1名	2名	全員

表:災害対策本部の所掌事務(4/6)

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1 配備	第2 配備	第3 配備
環境整備対策部	環境整備対策部長(建設課長)	建設課長	建設課職員	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関する事 2. 部内の連絡調整に関する事 3. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 4. 町道、農道、県道、橋梁及び海岸・港湾施設の災害復旧事業に関する事 5. 交通不通箇所及び通行路線に関する事 6. 災害時における道路及び橋梁の使用に関する事 7. 土木対策の庶務及び連絡調整 8. 堤防、溜池、溝渠、水路の災害応急復旧措置に関する事 9. 土木関係災害に対する警戒巡視に関する事 10. 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物に関する事 11. 災害時の応急工事に関する事 12. 事業者への要請及び資機材の確保に関する事 13. 水防に関する事 14. 土砂災害警戒区域の災害対策に関する事 15. 河川及び雨水幹線、支線、水路等の警戒巡視に関する事	1名	2名	全員
				上下水道課長	上下水道課職員	16. 給水区域への給水の確保に関する事 17. 飲料水の供給に関する事 18. 上下水道施設の防災及び復旧に関する事 19. 給水活動に協力する団体等との連絡調整に関する事	1名
		空港管理事務所長	空港管理事務所職員	20. 空港施設の警戒及び応急対策に関する事 21. 県、航空局との連絡調整に関する事 22. 空港施設の復旧に関する事 23. 災害物資の輸送に関する事	1名	2名	全員

表:災害対策本部の所掌事務(5/6)

災害対策組織				所掌事務	配備要員数			
部	部長	副部長	部員		第1 配備	第2 配備	第3 配備	
教 育 対 策 部	教育対策部長(教育課長)	教育課長	教育委員会職員	1. 所管対策部の被害状況調査及び総務対策部長への報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。 3. 児童生徒の避難に関すること。 4. 避難所開設、運営の協力に関すること。 5. 給食センターとの連絡調整に関すること。 6. 児童生徒の保健に関すること。 7. 学校物品調達手続き及び経理に関すること。 8. 教育施設の災害調査及び応急対策に関すること。 9. 児童生徒に対する学用品等の給付・配布に関すること。 10. 災害時の教育指導に関すること。 11. 社会教育施設の災害調査及び対策に関すること。 12. 職員の動員や配置に関すること。 13. 学校職員の動員や児童生徒の臨時休校等、学校運営に関すること。	1名	2名	全員	
			博物館長	博物館職員	14. 管轄施設の被害調査及び災害対策に関すること。 15. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること。 16. 収蔵品等の被害調査及び災害対策に関すること。	1名	1名	全員
			給食センター 所長	給食センター 職員	17. 管轄施設の被害調査及び災害対策に関すること。 18. 児童生徒の給食に関すること。	1名	1名	全員

表:災害対策本部の所掌事務(6/6)

災害対策組織				所掌事務	配備要員数		
部	部長	副部長	部員		第1 配備	第2 配備	第3 配備
消 防 対 策 部	消防長	消防署長	消防職員・団員	1. 所轄対策部の被害状況等の調査及び総務対策部長への報告に関する事。 2. 災害情報の受理及び広報に関する事。 3. 被災者の救出・搬送及び避難に関する事。 4. 職員の非常招集及び配置に関する事。 5. 各関係機関との連絡調整に関する事。 6. 相互応援協力に関する事。 7. 二次災害の防止。 8. 行方不明者の捜索に関する事。 9. 消防団の非常招集及び配置に関する事。 10. 災害復旧に必要な資機材の調達。 11. 火災関係のり災証明書の発行に関する事。 12. 災害対策本部との連絡調整に関する事。 13. 災害の記録に関する事。 14. 空港での火災等に関する事。	8名	16名	全員

第2款 動員計画（実施主体：総務課、関係各課）

1 配備基準

本部長（町長）は、災害対策への体制を迅速に整えるため、配備基準に基づき直ちに配備の規模を指定する。

配備基準は、次のとおりとする。

■地震・津波災害時の配備基準

配備体制		配備基準	配備体制の内容
災害警戒準備体制	警戒初動配備	○本町域において震度3の地震が発生した場合。 ○津波注意報の発表又は津波のおそれがあると判断した場合。	気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制等の初動配備。
災害警戒本部	警戒配備	○本町域において震度4の地震が発生した場合。 ○津波注意報の発表及び情報収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合。 ○弱い地震であっても、津波災害に備え、避難の必要を認める場合。	災害対策本部の前身であって、警戒配備要員をもって情報収集、巡回、連絡等の活動を行う。
災害対策本部	第一配備	○本町域において震度5弱の地震が発生した場合。 ○津波警報が発表された場合。	気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され警戒を必要とする場合で、巡回、情報収集、連絡等を担当する人員をもって充てる。
	第二配備	○本町域において震度5強の地震が発生した場合。 ○津波警報の発表及び体制等を特に強化して対処する必要がある場合。	局地的に重大な災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。
	第三配備	○本町域及び近隣市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合。 ○大津波警報が発表された場合。 ○県全域にわたる被害が発生した場合。 ○甚大な局地的被害が発生した場合。	町全域にわたって風水害等の大規模災害の発生がある場合、動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

資料編 5-1 気象庁震度階級関連解説表

2 配備要員

(1) 配備要員計画

配備体制別の配備要員は災害の実情により所属の部長において増減することができる。各対策部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名し、配備要員指名名簿を作成しておく。

なお、各課長は、毎年4月1日に配備要員指名名簿を総務対策部長へ提出し、人事異動等において変更がある場合も、その都度報告しておく。

資料編 7-1 災害対策配備要員指名名簿

(2) 配備要員の対象外とする職員

次に掲げる職員については対象から除外するものとし、該当する職員は所属長に連絡をとりその承認を得る。

■ 配備要員の対象外とする職員の要件

- 平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの。
- 妊娠中の女子及び乳児をもつもの。
- 発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの。

(3) 配備の決定

本部長は、地震情報、津波警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策のための配備規模を決定する。

なお、本部会議の招集に関する事務は、総務課が行う。

3 動員方法

(1) 勤務時間内の動員

総務課長（総務対策部長）は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各対策部長に通知する。通知を受けた各対策部長は、各副部長にその旨を通知する。

通知を受けた各課長は、直ちに課内の配備要員に対し、その旨を通知する。通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備に就く。その際、各対策部長は、配備要員名簿を作成し、総務対策部長へ報告する。

なお、各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集システムを確立しておく。

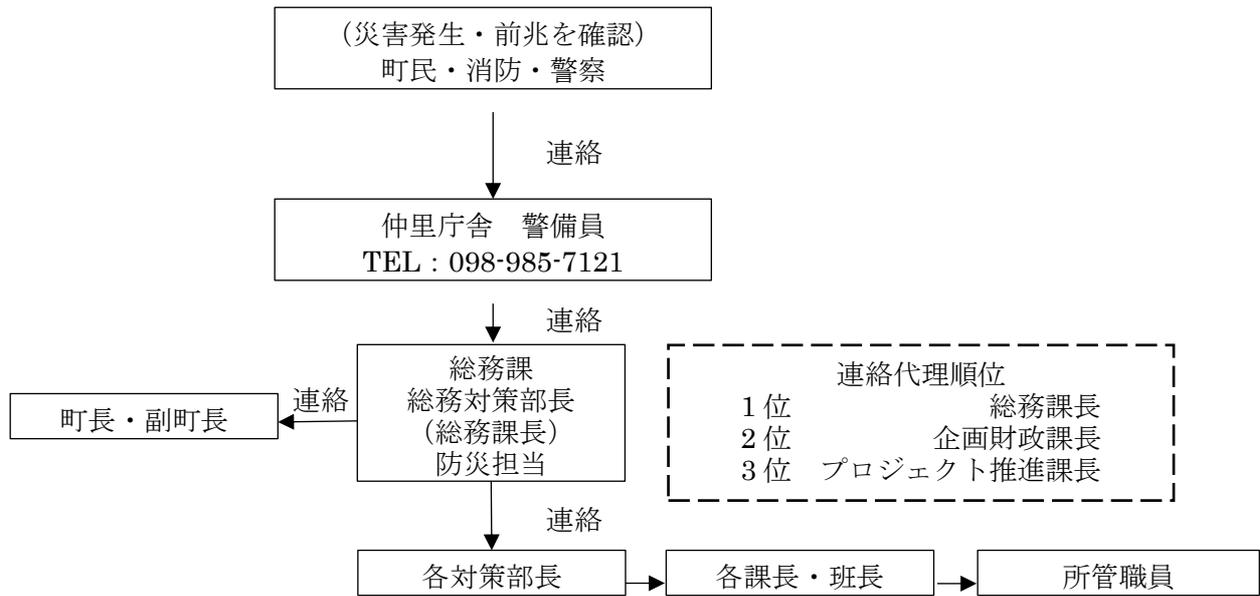
資料編 7-2 災害対策配備要員名簿

(2) 勤務時間外の参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて自主的に参集する。

なお、夜間、休日等における庁内の連絡体制は次のとおりとし、連絡体制を整備する。

■勤務時間外の連絡体制



※連絡代理順位は意思決定権に基づく

4 災害応急対策に従事する者の安全の確保

本部長は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮し、災害応急対策を実施する。

第3款 関係機関との連携・協力（実施主体：総務課、関係各課）

1 国・県の災害現地対策本部との連携

町は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携し、災害応急対策を実施する。

2 防災関係機関との協力体制

町は、本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関と相互に緊密な連携協力を図り、総合的かつ計画的な災害対策の実施に努める。

また、各分野の応急対策を効率的に行うため、防災関係機関の長に対し、町災害対策本部に対して専門職を派遣するよう要請する。

3 合同調整所の設置

町及び警察・消防・自衛隊等の各機関がそれぞれ応急対策を進める上で、各種調整や情報共有等を図る場として、必要に応じ総務課は合同調整所を設置する。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1款 緊急地震速報	—
第2款 地震情報等の種類及び発表基準	—
第3款 津波警報等の種類及び発表基準	—
第4款 津波警報等の伝達	総務課、消防本部
第5款 近地地震・津波に対する自衛措置	総務課、建設課、消防本部

第1款 緊急地震速報（実施主体：沖縄気象台）

沖縄気象台は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、ワンセグ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由により町はIP告知システム・防災行政無線等を通して住民に伝達する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

第2款 地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄気象台）

気象庁は、次の地震情報を発表する。

■地震情報等の種類及び発表基準・内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

第3款 津波警報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄気象台）

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

1 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

■津波警報等の発表の考え方

- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。
 - ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
 - 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で表した内容の更新を行い、発表する。
- ※津波警報等の留意事項等
- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
 - ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

■津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

■津波観測に関する情報の発表内容について

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予想区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の到達時刻、最大波の到着時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや想定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり、沿岸部で想定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中(沖合での観測値)又は「推定中(沿岸での推定値)のことで発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸から100kmをこえるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けが出来る他の観測点で観測値や、推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

※津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準と発表内容

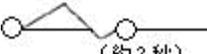
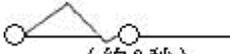
発表基準	発表内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

4 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、久米島町が属する津波予報区は、「沖縄本島地方」である。

また、大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識は、次のとおりである。

■大津波警報・津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

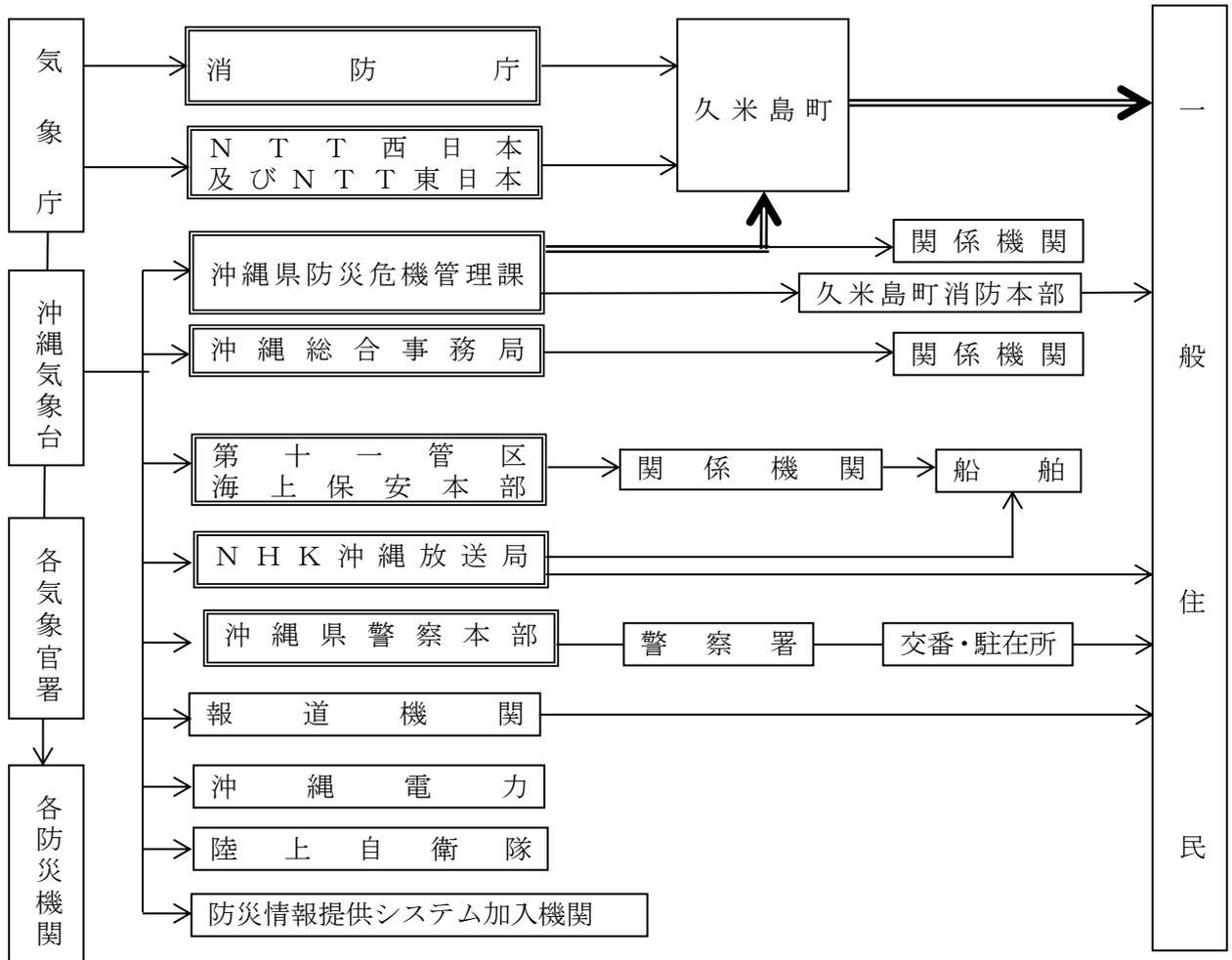
第4款 津波警報等の伝達（実施主体：総務課、消防本部）

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。

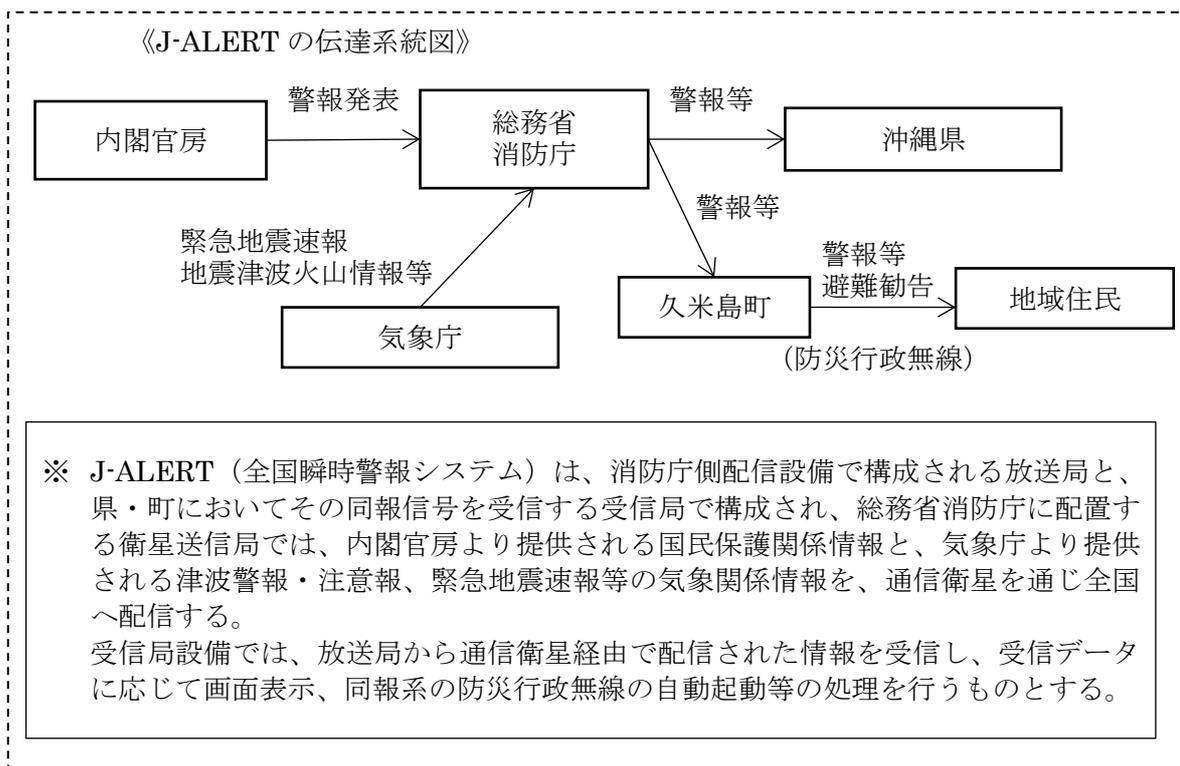
町は、情報の発表を知り得たときは、あらかじめ本計画又は避難計画等に定めた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、IP告知システム・防災行政無線等を活用して住民に伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

■津波警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。



第5款 近地地震・津波に対する自衛措置（実施主体：総務課、建設課、消防本部）

町は、沖縄気象台の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、IP告知システム・町防災行政無線等や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう勧告・指示する。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。